都道府県知事
各 指定都市市長 殿中核市市長

厚 生 労 働省老健局長 （公印省略）

> 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について (通知)

「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）を踏まえ，「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第44号。以下「第11次地方分権一括法」という。）が本日公布されたところである。

第 11 次分権一括法による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。） の改正の趣旨及び内容は，下記のとおりであるので，十分御了知の上，管内市町村（特別区を含む。）を始め，関係者，関係団体等に対し，その周知徹底を図るとともに，その運用に遺漏なきを期されたい。

## 記

## 第1 改正の趣旨

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業に係る利用定員 については，法第 78 条の 4 第 3 項及び同法第 115 条の 14 第 3 項の規定により，厚生労働省令で定める全国一律の基準に従って定めなければならないとされているところ，当該規定について，「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ，法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ，合理的な理由がある場合に，地域の実情に応じ た基準を条例で制定することを可能とするものであること。

第2 改正の内容
小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業に係る利用定員 に関する基準について，法第 78 条の 4 第 3 項及び法第 115 条の 14 第 3 項を改正し，市町村が当該規定による委任を受けた厚生労働省令を標準として条例で定めるものとする こと。

## 第3 施行期日

公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年8月26日）から施行すること。

|  |  |
| :---: | :---: |
|  |  |





条
を
第
十
五
条
を
す
る

















．


第改








| $\begin{aligned} & \text { 第 } \\ & \text { 辛 } \\ & \text { 交 } \\ & \text { 中季 } \end{aligned}$ |
| :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 颜 } \\ & \text { 霍 } \end{aligned}$ |
|  |
| $\begin{aligned} & \xi \\ & き \\ & \text { き } \end{aligned}$ |
|  |
| $\begin{aligned} & \text { を } \\ & \text { 妿 } \\ & \text { n } \end{aligned}$ |
| 第 |
| $\begin{aligned} & \text { 号 } \\ & \hline \end{aligned}$ |
| $\begin{aligned} & \text { 舜 } \\ & \hline \end{aligned}$ |





 あ



目る






